

平成30年度 栃木県市町村総合事務組合職員採用試験のご案内

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務	若干名	平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方

<職務内容>

栃木県市町村総合事務組合における事務全般
(栃木県自治会館内の市町村関係団体の事務を含む。)

○次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない方
- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	平成30年11月18日(日) 受付時間 8:30～9:00 教養試験 9:20～11:20 適応性検査 11:45～12:15	栃木県自治会館 宇都宮市 昭和1丁目2番16号	11月下旬に栃木県自治会館南側の掲示板に掲示し、ホームページに掲載するほか、合格者に通知します。
第2次試験	12月中旬を予定していますが、具体的な日時等については、第1次試験日にお知らせします。	栃木県自治会館 宇都宮市 昭和1丁目2番16号	12月中・下旬に受験者全員に通知します。

3 試験の方法及び内容

区 分	試 験	内 容
第1次試験	教養試験	公務員として必要な一般知能及び教養についての択一式の筆記試験(高等学校卒業程度)
	適応性検査	職場における適応性についての検査
第2次試験	作文試験	公務員として必要な表現力、論理構成力等をみるための記述試験
	口述試験	主として人柄、性格等をみるための面接試験

4 受験手続

(1) 採用試験申込書の配布

- ・ 栃木県市町村総合事務組合(栃木県自治会館2階)で配布します。
- ・ 採用試験申込書は栃木県市町村総合事務組合ホームページ(<http://www.tss.or.jp/jimu/index.shtml>)からダウンロードもできます。
- ・ 郵送をご希望の方は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズ)を必ず同封のうえ、次の宛先まで請求してく

ださい。

〒320-0032 宇都宮市昭和1丁目2番16号 栃木県自治会館内
栃木県市町村総合事務組合総務課 (TEL028-625-3011)

(2) 申込方法

次の書類等を栃木県市町村総合事務組合（栃木県自治会館2階）に直接持参するか郵送してください。郵送の場合は、封筒の表面に「採用試験申込書在中」と朱書きし、書留等確実な方法で送付してください。

① 採用試験申込書

所定の事項を記入し、写真（サイズ縦4cm×横3cm、上半身・無帽子・無背景、6ヶ月以内に撮影）を貼付してください。

② 受験票

氏名を記入し、申込書用と同じ写真を貼り、受験者控を切り離さずに提出してください。

③ 受験票返信用封筒

受験票は、受付後、受験番号を記入し郵送にて交付いたしますので、封筒（長形3号）を用意し、82円切手を貼り受験者の宛先を記入し提出してください。

(3) 受付期間及び受付時間

① 受付期間

10月15日（月）から10月29日（月）まで

郵送による申込みは、締切日[10月29日（月）]必着となります。

受付期間を過ぎると受理できませんので、期日に余裕を持って申込みください。

② 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

土曜日・日曜日・祝日は受け付けしません。

※ 受験票が試験日の1週間前になっても届かない場合は、栃木県市町村総合事務組合総務課までお問い合わせください。(TEL028-625-3011)

5 受験にあたっての注意事項

試験当日は、受験票（受験者控は切り離してください。）、鉛筆（HB以上の濃いもの）、消しゴムを必ず持参ください。

6 採用

最終合格者は、平成31年4月1日採用予定です。

7 給与

学歴及び経歴を考慮のうえ、初任給が決定されます。現在の職員の給与に関する条例等に基づく平成30年4月1日現在の初任給基準は次のとおりです。

大学卒業168,600円 短大卒業156,800円 高校卒業147,100円

このほか、給与条例等に基づき通勤手当、扶養手当、地域手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、住居手当等が支給されます。

8 勤務時間等

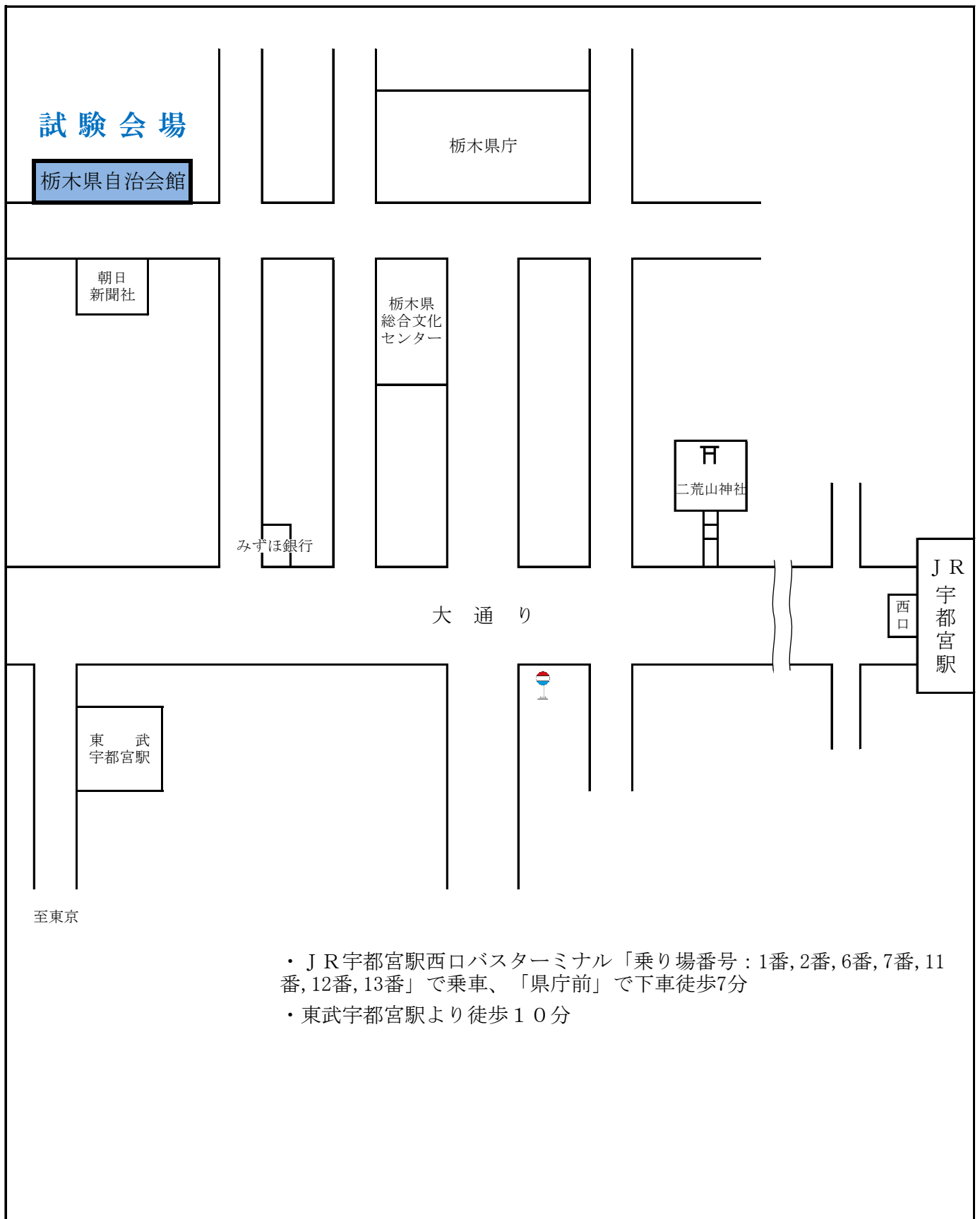
勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

休日 土曜日・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

休暇 有給休暇年間20日

その他特別休暇制度等があります。

試験会場（栃木県自治会館）案内図



栃木県市町村総合事務組合のあらまし(平成30年9月28日現在)

○組合の概要

栃木県市町村総合事務組合は、地方自治法に基づき、県内市町村等の事務の一部を共同処理するため、平成18年4月1日に4つの一部事務組合を統合し設立された特別地方公共団体（一部事務組合）です。

○組合を組織する市町村等

栃木県市町村総合事務組合を組織する市町村等は、県内の全市町（14市11町）と14の一部事務組合等です。

○組合が共同処理する事務

栃木県市町村総合事務組合が共同処理している事務は、次の5事務です。

- ・ 非常勤消防団員等の損害補償及び非常勤消防団員に対する退職報償金の支給に関する事務
- ・ 市町村等職員に対する退職手当の支給に関する事務
- ・ 市町村の議会議員及びその他の非常勤職員の公務災害補償等に関する事務
- ・ 栃木県自治会館の管理及び運営に関する事務
- ・ 消防救急無線設備の整備及び管理に関する事務

○事務局

- ・ 総務課、業務課、振興課の3課を設置
- ・ 職員定数：13名

○市町村関係団体との関係

栃木県自治会館内に事務所を置く市町村関係団体（本組合を含む5団体）においては、市町村支援の充実と事務処理の合理化を推進するため、事務局組織の一体化を図っています。

このため、栃木県市町村総合事務組合の職員は、組合の事務のほか、他の市町村関係団体の事務も担当することとなります。

他の市町村関係団体は、栃木県市長会、栃木県町村会、栃木県町村議会議長会、(公財)栃木県市町村振興協会の4団体です。